事業用自動車総合安全プラン2009

~中間見直し後に新たに取り組んだ施策~



軽井沢スキーバス事故対策について

平成29年3月

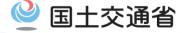
自動車局 安全政策課

旅客課

技術政策課



軽井沢スキーバス事故の発生直後の国土交通省の対応



事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス(乗員乗客41名)が反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

事故発生直後の国土交通省の対応

- ▶ 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置(これまで17回開催)
- ▶ 被害者相談窓口(本省・地方運輸局)において、被害者の方々からの相談・ 要望に対応
- ▶ 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に特別監査を実施(1/15, 16, 17, 29)
- ▶ 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請(1/15)
- ▶ 石井大臣(1/16)、山本副大臣(1/15)が現地を視察
- ▶ 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始(1/19以降)
- ▶ 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会開催(1/29から6/3まで10回開催)
- ▶ 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に事業許可取消処分を実施(2/19)
- ▶ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」とりまとめ(6/3)
- ▶改正道路運送法公布(12/16)、施行(12/20)(*許可更新制H29/4/1施行)

<u><バス事業者概要></u>

- 事業者名:(株)イーエスピー (東京都羽村市富士見平)
- 許可年月日:平成26年4月18日
- 保有車両数:12台
- 事故車両:三菱製大型バス 初度登録年度:平成14年10月

<u><特別監査で判明した主な違反></u>

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

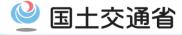
●事故車両の損傷状況



●事故直前の運行経路



軽井沢スキーバス事故対策検討委員会について



設置の趣旨

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を 起こさないよう、徹底的な再発防止策について、検討する。

検討事項

規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の 構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

- ○事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
- ○監査の実効性の向上(事業参入後の安全確保についてのチェックの強化)
- ○運転者の運転技術のチェックの強化
- ○運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
- ○衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化 など

スケジュール

平成28年1月22日 委員会設置

平成28年1月29日 第1回委員会開催

平成28年3月29日 第7回委員会開催。「中間整理」についてとりまとめ

平成28年6月3日 第10回委員会開催。「総合的な対策」についてとりまとめ

【委員】

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授(委員長) 酒井 一博 (公財)大原記念労働科学研究所所長(委員長代理)

安部 誠治 関西大学社会安全学部教授 稲垣 敏之 筑波大学副学長・理事

住野 敏彦 全日本交通運輸産業労働組合協議会議長 上杉 雅彦 (公社)日本バス協会会長

松田 英三 運輸審議会委員 植竹 孝史 (一社)全国旅行業協会東京都支部運営委員 三浦 雅生 弁護士 加藤 博和 名古屋大学大学院環境学研究科准教授

水野 幸治 名古屋大学大学院工学研究科教授 興津 泰則 (一社)日本旅行業協会国内・訪日旅行推進部長

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授 河野 康子 (一社)全国消費者団体連絡会事務局長

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

安全·安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策 進捗概要(平成28年12月20日)

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

(1)貸切バス事業者、運行管理者等 の遵守事項の強化 **22**/27 項目 実施済み

主な実施項目

全体 : 71/85項目 実施済み

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- 運行管理者の必要選任数引上げ
- 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化

(2)法令違反の早期是正、 不適格者の排除等 **20**/21 項目 実施済み

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ
- 使用停止車両割合の引上げ
- 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入
- 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3)監査等の実効性の向上

5/10 項目 実施済み

適正化機関の活用による監査の重点化

(4)旅行業者、利用者等との 関係強化

- 18/20 項目 実施済み
- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け

(5)ハード面の安全対策による 事故防止の促進

- 13/15 項目 実施済み
- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- 車体へのASV搭載状況表示
- 車体構造の強化
- デジタル式運行記録計等の導入支援

未実施のランドオペレーターへの規制、事業参入・許可更新時の「安全投資計画」作成義務付け等についても逐次実施に移していく。